

平成25年第11回国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会議事要旨

日 時：平成25年12月11日（水） 午後2時45分～

場 所：第二会議室

出席者：吉田 晃敏学長，松野 丈夫理事，飯塚 一理事，竹中 英泰理事，
藤尾 均副学長，渡部 剛教授，千葉 茂教授，服部 ユカリ教授
高井 章教授，千石 一雄教授，作宮 洋子教授，立野 裕幸教授，
久保 進事務局長

欠席者：林 要喜知教授，吉田 貴彦教授

陪席者：宮森 雅司監事，高野 一夫監事，太田学長政策推進室長，石川総務部長，
小出教務部長，社本監査室長，大石総務課長，堤企画評価課長，伊藤会計課長，
西田学生支援課長

議事に先立ち，学長から，平成25年第10回（平成25年11月13日開催）教育研究評議会の議事要旨が諮られ，これが了承された。

議 題

1. 教員の人事について

（議事の進行上，議題1（1）に先立って報告事項の1. 学長報告（1）について学長から報告があった。）

（1）教授候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料1に基づき説明があり，審議，投票の結果，資料のとおり教授候補者とすることが了承された。

（2）准教授候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料2に基づき説明があり，審議，投票の結果，資料のとおり准教授候補者とすることが了承された。

（3）講師候補者の選考について

本件について，学長から発議及び事前配付資料3に基づき説明があり，審議，投票の結果，資料のとおり講師候補者とすることが了承された。

（4）特任准教授候補者の選考について

本件について，学長から発議があり，客員教員・特任教員・病院教員の選考は，本学教員の選考基準及び選考細則に準じて行うことになっているが，身分は非常勤であり雇用期限も限られていることから，推薦のあった教員候補者を諮り，投票は行わず出席者の了承で選考を進めていることの説明があった。

次いで、学長から事前配付資料4に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり特任准教授候補者とすることが了承された。

(5) 助教候補者の選考について

1) 助教候補者の選考について

本件について、学長から発議及び資料1（事前配布資料5）に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり助教候補者とすることが了承された。

2. 学内特別講師の称号付与について

本件について、学長から発議及び事前配布資料6に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり学内特別講師の称号を付与することが了承された。

3. 受託研究取扱規程の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次いで伊藤会計課長から資料3に基づき次のとおり説明があった。

- ① 今回の規程の改正は、治験に係る経費の前納制に対し、実施症例毎に経費を請求する出来高払いに変更して、医薬品等の臨床研究の効率化を図るものであること。
- ② 委託者は、受託研究に要する経費を、当該研究の開始前に納付することと定めているが、委託者が国の機関、地方公共団体、国立大学法人などである場合には前納の条件を付さないことができること。
- ③ 「受入決定者が必要と認めた場合」の文言を追加し、治験の受入れ決定者である病院長が必要と認めた場合には、前納の条件を付さずに受入ができるように、規程を改正すること。

審議の結果、原案のとおり受託研究取扱規程の一部を改正することが了承された。

なお、施行日は、平成25年12月11日とすること、改正の内容については、治験支援センターのホームページに掲載する旨学長から付言があった。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 教員の退職について

教員の退職予定者は、資料4のとおりであること。

(本報告事項については、議事の進行上、議題1(1)に先立って行われた。)

(2) 教員評価の結果について

(2)については、教授会で報告すること。

(3) 国立大学改革プランについて

(3)については、教授会で報告すること。